第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二十八条　福岡法務局久留米支局、飯塚支局、柳川支局、朝倉支局、八女支局、筑紫支局、西新出張所、粕屋出張所及び福間出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、福岡法務局で取り扱わせる。 ［2・3　略］	**第二十八条**　福岡法務局久留米支局、飯塚支局、柳川支局、朝倉支局、八女支局、筑紫支局、箱崎出張所、西新出張所、粕屋出張所及び福間出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、福岡法務局で取り扱わせる。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］は注記である。	備考　表中の［　］は注記である。

福岡法務局

支局	出張所	位置	管轄区域
（福岡）	（福岡）	福岡県 福岡市 中央区	福岡県の内 福岡市の内 東区　博多区　中央区　南区
［削る］			
［略］	粕屋	福岡県 糟屋郡 粕屋町	福岡県の内 糟屋郡の内 宇美町　篠栗町　志免町　須恵町　久山町　粕屋町

福岡法務局

支局	出張所	位置	管轄区域
（福岡）	（福岡）	福岡県 福岡市 中央区	福岡県の内 福岡市の内 博多区　中央区　南区
	箱崎	福岡県 福岡市 東区	福岡県の内 福岡市の内 東区 糟屋郡の内 久山町
［同上］	粕屋	福岡県 糟屋郡 粕屋町	福岡県の内 糟屋郡の内 宇美町　篠栗町　志免町　須恵町　粕屋町

附　則

この省令は、平成三十年二月十三日から施行する。